



郷土の歴史が喪失！

災害から守ろう文化財

1月26日は

第65回文化財防火デー

国民の大切な財産である文化財は毎年のように災害により失われています。

昨年、近畿地方を直撃した台風21号の影響で、倒木による建造物の倒壊や強風により屋根瓦が吹き飛ばされるなど多くの文化財が被災し、甚大な被害を受けました。

管内でも、郷土の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた国宝や重要文化財などが数多くあり、共通の思い出や記憶を大切にしながら、次の世代に引き継ぐのは、私たち一人ひとりの責務と言えます。

本年も1月26日を中心に、貴重な歴史的財産を火災などの災害から守るため、全国的に文化財防火の運動が展開されます。消防本部では、文化財防火に徹底を期すため、防火診断や消

防団と合同での消防訓練などを計画していますので、みなさんも文化財防火にご協力をお願いします。

【消防訓練】

日時 1月20日(日)

午前10時～11時

場所 意賀美神社

(上之郷45番地)

問合せ先 泉州南消防組合 泉佐

野消防署 (☎469・0119)

Fax 469・0050)



海の事件・事故は

118番へ！

海上保安庁では、毎年1月18日を「118番の日」に定めています。

海での事件・事故など次のような場合には、緊急通報用電話番号として局番なしの「118」番に通報してください。

●海難・人身事故に遭遇した、または目撃した

●密漁、不法投棄などの情報を得た

●見慣れない船や不審な船を発見した

●油の排出などを発見した

※通報の際は、「いつ」「どこ」「何があつたか」などを落ち着いて通報してください。

問合せ先 大阪海上保安監部管理

課 (☎06・6571・0221)

※詳しくは問い合わせてください。



業務用冷蔵・冷凍機や

業務用エアコンを

お使いのみなさんへ

平成27年4月に改正されたフロア排抑制法において、業務用冷蔵・冷凍機や業務用エアコンの使用者は、3カ月に1回以上の頻度で目視点検（簡易点検）、大型機器は専門業者による点検（定期点検）などを行う必要があります。

問合せ先 大阪府産業廃棄物指導

課 (☎06・6210・9570)



かんくうNEWS

問合せ先 関西国際空港案内 (☎455-2500)  
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

■KIXからのフライトがますます充実！

エアアジアXが関西＝台北（桃園）線を1月30日(木)に新規就航し、週4便運航を開始します。エアアジアXはマレーシアのLCC（格安航空会社）で、今回の就航によりエアアジアグループの関西国際空港発着路線はクアラルンプール、バンコク、ホノルルに続き4路線目となります。この冬関西国際空港から、グルメや観光など魅力が満載の台北に出かけてみませんか？

■わくわく関空見学プラン

関西国際空港には、「KIXってどんな空港？どんな飛行機が来ているの？」に答える、「わくわく関空見学プラン」という見学ツアーがあります。

関空展望ホール「Sky View」をバスで出発し、通常は立ち入ることの出来ない保安区域に入って、空港を支える裏方の施設を車窓見学できる「新・関空の裏側探検コース」、団体のお客様向けに、機内食の製造過程を見学できる「機内食工場コース」、空港でのお仕事や飛行機にまつわる知識を深めることのできる「スカイミュージアムツアー」をご用意しています。ご家族やお友達と、ぜひご参加ください。



りんくう公共駐車場の料金が  
変わりました

1月から最大料金が、24時間で600円となります。最初の60分は無料、以後60分ごとに100円は変わりません。

問合せ先

政策推進課 成長戦略室 (☎447-8126)



平成31年度市内業者  
入札参加資格

登録審査申請の受付  
市の業務の受注を希望する  
業者のみなさんへ

市役所、上下水道局、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉州南消防組合、共通の入札参加資格登録審査申請を受け付けます。  
**受付業務** 建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品供給等、役務提供等（清掃・警備、その他の委託業務等）  
**登録の有効期間**（1年間有効）  
4月1日～来年3月31日

申請書などの入手方法

●総務課ホームページの「入札・契約情報」  
(<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/somu/somu/menu/nysatukeiyaku/>) からダウンロード

※「入札・契約情報」には、発注予定や入札結果など重要なお知らせも掲載しています。

●1月4日(金)～2月14日(木)（土・日曜日、祝日除く）に総務課で無料配付

申請方法（毎年申請が必要）

2月1日(金)～14日(木)（土・日曜日、祝日除く）午前10時～正午、午後1時～4時に総務課 契約検査係へ持参または封筒など



の表面に「入札参加資格登録審査申請書在中」と明記し ☎ 598・8550 泉佐野市役所総務課 契約検査係へ送付で（申請期間中の消印有効）  
**問合先** 総務課（☎ 463・1212 Fax 458・1187）  
※市外業者の受付は1月10日(木)までです。詳しくは広報12月号をご覧ください。

**市内業者**：本市に本店がある法人、または本市に住所を有する（印鑑証明書の住所が本市にある）個人

環境美化善行者表彰

昨年11月30日、地域の環境美化に貢献し、市民の模範となる活動をしている個人・団体に環境美化善行者表彰状を授与しました。

市では、今後も美しい街づくりのため、環境美化に取り組みます。みなさんのご協力をお願いします。

被表彰者（順不同）

- 番匠則子さん（長滝） [推薦者：新長滝自治会会長]
- 脇宮康人さん（高松東） [推薦者：高松東町会会長]
- 中道睦子さん（西本町） [推薦者：西本町町会会長]
- 佐藤良子さん（佐野台） [推薦者：佐野台町会会長]
- コスモス（旭町） [推薦者：旭町会会長]
- 鶴原中央住宅自治会（鶴原） [推薦者：鶴原中央住宅自治会会長]

**問合先** 環境衛生課



善行者表彰

昨年11月26日(月)に篤行者（篤行が特にすぐれ、市民の模範と認められる市民）に善行者表彰状を授与しました。

被表彰者（順不同）

- 大瀬良カズエさん（佐野台）
- 東 節子さん（佐野台）
- 重信初世さん（佐野台）
- 溝端實男さん（旭町）
- 右馬野 博さん（西本町）
- 兒玉雅男さん（泉陽ヶ丘）

**問合先** 秘書課



小・中学校平成31年度  
入学予定者説明会

開催日	小学校	電話番号
2月6日(水)	第一	46331331
	第二	46277116
	第三	46205660
	日新	4632281
	北中	46208770
	長坂	46286661
	日根野	4680789
	大木	4597344
	上之郷	4670169
	長南	4660821
	末広	4661021
	佐野台	4640935
	中央	4620670
開催日	中学校	電話番号
1月30日(水)	第三	4646191
2月31日(木)	佐野	4646171
2月8日(金)	新池	4646181
2月21日(木)	長南	4656881
2月22日(金)	日根野	4680061

- 時間** 午後2時～(左記を除く)
- 佐野中…午後1時30分～
  - 新池中…午後1時15分～
  - 長南・日根野中…午後3時30分～
- 場所** 各学校 (左記を除く)
- 新池中…レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター
- 問合先** 学校教育課



国民健康保険料・  
後期高齢者医療保険料の  
年間納付済額の  
通知書を送付します

納めた国民健康保険料や後期高齢者医療保険料は、所得税や市府民税における社会保険料控除の対象になります。

平成30年中に普通徴収(納付書・口座振替)で国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を納付された人に年間納付済額の通知書を1月下旬に送付しますので、所得申告の参考資料としてご利用ください。

なお、納めた保険料の全額が特別徴収(年金から天引き)されている人には、日本年金機構などから源泉徴収票などが送付されますので、そちらをご利用ください。

**問合先** 国保年金課

飼い犬の登録内容に  
変更はありませんか?

飼い犬の登録内容に次のような変更があったときは、健康推進課までお知らせください。

- 飼い犬が亡くなったとき
- 飼い主の住所・氏名が変更したとき
- 犬の住所が変更したとき

なお、市外へ転出・市外の飼い主に変更となった時は、鑑札をもって新しい市町村で変更手続きを行ってください。

また、市外から転入された時は、旧所在地で交付された鑑札をもって健康推進課で変更手続きをしてください。

**問合先** 健康推進課

※手続きには、犬、猫などの動物の同伴はご遠慮ください。(盲導犬・介助犬を除く)



市公園墓地 合葬式墓地 第2回 使用者募集

ひとつの大きな墓に5千体までの遺骨と一緒に埋蔵する墓地で、市が管理を行います。個人で管理する必要がないことから、墓の承継の心配がありません。満65歳以上の人については、生前予約も可能です。

**使用料** 1体10万円

※希望者のみ、記名板使用料1枚5万円。

泉佐野市公園墓地の区画墓地を使用している人が区画墓地を返還して、合葬式墓地を利用される場合は、1/2の金額です。

**申込資格** 次のいずれかに該当する人

- ①泉佐野市に住所または本籍を有し、埋蔵する親族の遺骨を持っている(改葬を含む)
- ②死亡当時、泉佐野市に住所または本籍を有していた親族の遺骨を埋蔵する(改葬を含む)
- ③泉佐野市に住所または本籍を有する満65歳以上で、死後に自らの遺骨を埋蔵する
- ④泉佐野市公園墓地(区画墓地)を使用している人が、区画墓地を返還して合葬式墓地を使用する

※詳しくは、「使用申込みのしおり」でご確認ください。

**申込・問合先** 2月4日(月)～15日(金)(土・日曜日、祝日除く)に「泉佐野市公園墓地(合葬式墓地)使用申込みのしおり」を入手し、所定の用紙に必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添えて環境衛生課へ

※しおりは環境衛生課にあります。しおりはホームページ([http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/bochi/boshu\\_2.html](http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/bochi/boshu_2.html))からダウンロードもできます。



# 防災情報

問合せ先 自治振興課

ホームページ (<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/koushitsu/jichi/menu/bou/>)

## 1月17日は「防災とボランティアの日」、1月15日～21日は「防災とボランティア週間」です

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、各種のボランティア活動および住民の自発的な防災活動の重要性が広く認識されたことから、「防災とボランティアの日」および「防災とボランティア週間」が設けられました。

ボランティア活動は、行政の対応能力を上回る多大なニーズに対応するだけでなく、行政サービスが公平性の原則に基づくのと異なり、必要なサービス（活動）をもっとも必要としている人に、必要な時に提供するという大きな特徴があります。

この機会をきっかけとして、ボランティア活動への認識を深めるとともに、各家庭の防災対策は十分なのか、改めて確認してみましょう。

### 【災害ボランティア事前登録者を募集しています】

泉佐野市社会福祉協議会では、災害発生時に「災害ボランティアセンター」を開設する協定を市と結んでいます。

平成30年台風21号災害の際には、協定に基づき、「泉佐野市社協災害ボランティアセンター」を開設し、9月6日～24日の期間で延145件の活動を行いました。この期間のボランティア受付数は延202人、活動者数は延481人・実人数112人（市内34人・大阪府内他市町村39人・他府県39人）でした。



▲社協職員から依頼内容や活動場所の説明を受けるボランティアのみなさん

泉佐野市社会福祉協議会では、次ような場合に、協力依頼（案内）をさせていただき、「災害ボランティア事前登録者」を随時募集しています。

- 泉佐野市内の被災者が少数で災害ボランティアセンター（以下、災害VC）を開設せずに被災者支援を行う場合
- 近隣市町村の災害VCへボランティアバス（ワゴン）を運行する場合
- 泉佐野市社協が災害VCを開設するに当たり、センター運営への人的支援が必要な場合
- 上記を想定した訓練を行う場合

登録については、泉佐野市社協ボランティアセンター（☎464-2259）へ問い合わせてください。



◀平成30年9月2日、岡山県倉敷市災害VCへボランティアバスを運行し、平成30年7月豪雨の被災者支援を行いました。



## 地域の絆づくり登録制度 「避難行動要支援者登録制度」をご存知ですか？

地域の絆づくり登録制度とは、障害や高齢などで災害時に自力で避難するのが困難な人にあらかじめ名簿登録をしていただき、協定の締結をした自主防災組織などの地域の支援団体に、その情報を提供することにより、災害時の避難支援活動や安否確認、また平常時の見守りなどに役立てる制度です。



対象となる人には、登録用紙などを送付していますので必ず登録の有無を回答してください。また、登録用紙などが届いていない人でも、災害時に支援を要する人は登録することができますので問い合わせてください。

問合せ先 自治振興課、障害福祉総務課、高齢介護課

# 税

問合先 税務課

## 事業主のみなさんへ 給与支払報告書の提出、 償却資産の申告は

1月末までに

●事業主は従業員の住所地の市役所・町村役場へ給与支払報告書を提出してください。

報告書の用紙は、税務署の法定調書などと同封して、昨年11月上旬に事業主に送付していますので、総括表とあわせて、1月末までに提出してください。また、個人番号・法人番号の記載が必要になりますのでご注意ください。

この報告書の提出がない場合は、従業員がそれぞれ直接役所（場）に「個人申告」をしなければなりません。

●市内で事業を営む人は、その所有する事業用資産を1月末までに申告してください。特に、昨年1月2日以降に資産の入れ替えや廃業、個人から法人への資産の異動などがある場合は、必ず申告してください。

また、固定資産税（償却資産）の实地調査を行っています。申告書の提出の際は、申告内容の

今一度の点検をお願いします。  
●給与支払報告書の提出および償却資産の申告は市税の電子申告（eTAX【エルタックス】）でも提出できますので、ご利用ください。（市税の電子申告について詳しくは市ホームページまたは一般社団法人 地方税電子化協議会のホームページをご覧ください。）

## 個人住民税は特別徴収で納めましょう！

地方税法第321条の4の規定により、事業主は原則として、すべての従業員の市・府民税（個人住民税）を給与から差し引いて納入（特別徴収）することが義務づけられています。

事業主のみなさんは法令に基づき適正な特別徴収の実施をお願いします。



## 平成31年度の市・府民税（個人住民税）の主な改正点

### 【配偶者控除の改正】

平成30年度（平成29年分所得）までは、配偶者の所得が38万円（給与収入の場合103万円）以下であれば、本人の合計所得金額に関わらず33万円（老人控除対象配偶者〔\*1〕の場合38万円）の配偶者控除の適用を受けることができました。

今回の税制改正により、平成31年度（平成30年分所得）からは本人の合計所得金額が900万円（給与収入の場合1,120万円）を超えると段階的に控除額が減少し、1,000万円（給与収入の場合1,220万円）を超えると控除の適用を受けられなくなりました。

〔\*1〕老人控除対象配偶者…前年の12月31日現在70歳以上の配偶者

### 【配偶者特別控除の改正】

平成30年度（平成29年分所得）までは、配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限が76万円（給与収入の場合141万円）未満でしたが、平成31年度（平成30年分所得）から上限が123万円以下（給与収入の場合201万6千円未満）に引き上げられました。また、本人の合計所得金額が900万円（給与収入の場合1,120万円）を超えると段階的に控除額が減少することとなり、改正前と同様に1,000万円（給与収入の場合1,220万円）を超えると控除の適用を受けることができません。

控除区分	配偶者の合計所得金額	納税義務者（扶養する人）の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	38万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	38万円超～85万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
	85万円超～90万円以下				
	90万円超～95万円以下	31万円	21万円	9万円	
	95万円超～100万円以下	26万円	18万円	7万円	
	100万円超～105万円以下	21万円	14万円	6万円	
	105万円超～110万円以下	16万円	11万円	4万円	
	110万円超～115万円以下	11万円	8万円	2万円	
	115万円超～120万円以下	6万円	4万円	1万円	
	120万円超～123万円以下	3万円	2万円	1万円	

※税制改正などについて詳しくは市ホームページをご覧ください。

**税務署からのお知らせ**

**不動産の譲渡所得の確定申告  
無料個別相談会**

平成30年中に不動産を売却した人を対象に税理士が相談を行います。

**日時** 1月21日(月)～23日(水)  
午後1時～4時

**持ち物** 譲渡価格がわかる書類(売買契約書、覚書など)、譲渡した資産の購入価格や購入時期がわかる書類、譲渡費用がわかる書類(仲介手数料などの領収書など)、給与所得のある人は給与所得の源泉徴収票、生命保険料・地震保険料および社会保険料(国民年金、健康保険など)の支払いを証する書類、その他の参考となる書類

**主催** 泉佐野税務署  
**共催** 近畿税理士会 泉佐野支部  
**場所・問合先** 公益社団法人 泉佐野納税協会 (日根野3683番地の3 ☎462-0634)  
※申込不要

**平成30年分の  
所得税などの確定申告**

相談・申告書の受付 2月18日

(月)～3月15日(金) (閉庁日除く)  
※申告相談受付は午後4時まで  
**場所** 泉佐野税務署

※開設日前は大変混雑しますので、事前の申告・相談会を利用してください。

**「サラリーマンや年金受給者のための申告」**

**日時** 2月5日(火)～12日(火)

午前10時～午後3時  
**場所** イオンモールりんくう泉南 2階イオンホール

※2月9日(土)～11日(祝)は、近畿税理士会泉佐野支部が主催し、還付申告相談のほか、事業所得や譲渡所得がある人や贈与税の申告相談はできませんが、申告書の提出はできません。

**「台風21号などの災害により被害を受けた人の雑損控除の申告相談」**

**日時** 1月7日(月)～31日(木)  
午前9時～午後4時

**場所** 泉佐野税務署

**問合先** 泉佐野税務署 (☎462-3471)

いづれも  
※税務署の駐車場は大変混雑します。お車でのご来場はできるだけご遠慮ください。各会場の混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。

**各種相談の案内**

気軽に相談してください。なお、祝・休日にあたる場合は変更する場合があります。

◎法律相談【予約制】

月曜日(第2水曜日除く)、第2水曜日  
※1月は相談日に一部変更あり  
13:00～16:45(1つの内容で1回限り)  
市役所1階相談室(問合先:人権推進課)

◎労働相談【予約制】

第2木曜日 13:00～15:05(1つの内容で1回限り)  
市役所1階相談室(問合先:人権推進課)

◎行政相談

第3月曜日 13:30～16:00(受付は15:30まで)  
市役所会議室(問合先:人権推進課)

◎人権擁護委員による人権相談

第3月曜日 13:30～16:00(受付は15:30まで)  
市役所会議室ほか(問合先:人権推進課)

◎総合生活相談(人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談)

●月～金曜日 9:30～16:30  
人権推進課  
南部市民交流センター本館(☎466-6464)  
北部市民交流センター本館(☎464-5726)  
まちの活性課(就労支援のみ ☎469-3131)  
公益社団法人 泉佐野市人権協会(☎458-7444)

●第3土曜日 10:00～12:00【予約制】

申込・問合先 その週の月曜日までに人権推進課へ

◎女性のための電話相談(☎469-7402)

第1～4水曜日 10:00～12:00、13:00～15:00  
問合先 いずみさの女性センター(☎469-7125)

◎女性の悩みの相談(面接)【予約制】

相談日・時間は予約時に問い合わせてください。夜間相談あり  
問合先 いずみさの女性センター(☎469-7125)

◎経営相談【予約制】

1月8日(火)・22日(火)  
13:00～17:50 消費生活センター(問合先:まちの活性課 ☎469-3131)

◎消費生活相談

月～金曜日 9:00～16:30  
消費生活センター(☎469-2240)

◎司法書士総合相談【予約制】

水曜日 13:30～16:30 消費生活センター  
申込 大阪司法書士会(☎06-6943-6099)  
受付 月～金曜日 10:00～16:00

◎行政書士相談(相続・遺言など)【予約制】

第4金曜日 13:00～16:00 市役所1階相談室  
申込 大阪府行政書士会泉州支部(☎483-7373)

◎税務相談

第3水曜日(2・3月除く) 13:00～16:00  
市役所1階相談室(問合先:税務課)

◎国保夜間納付相談

第3木曜日(祝日除く) 17:30～20:00  
国保年金課

◎後期高齢者医療保険料納付相談

第3木曜日(祝日除く) 17:30～20:00  
国保年金課

◎家庭児童相談(☎463-1937)

月～金曜日 9:00～17:00

◎子どもフリーダイヤル(☎0120-510-783)

月～金曜日 9:00～17:00

◎育児相談

●月～金曜日 9:00～16:00  
泉佐野すえひろ保育園(☎466-5826)  
●月～金曜日 10:00～16:00  
地域子育て支援センター(☎469-3700)

◎子育て電話相談

鶴原保育園(☎463-0065)  
月～金曜日 10:00～16:00

◎母子・父子・寡婦家庭の相談

月～水・金曜日 9:00～17:00 子育て支援課

◎教育相談

●さわやかルーム(☎447-7312)  
月～金曜日 10:15～15:30  
●シャイン(☎464-8750)  
月～金曜日 10:15～15:30

◎身障者相談

第2・4金曜日 13:00～15:00  
社会福祉センター2階(問合先:障害福祉総務課)

◎知的障害児(者)よろず相談

第4金曜日 10:00～12:00  
社会福祉センター2階(問合先:障害福祉総務課)

◎心配ごと相談

●月曜日(第4月曜日除く) 13:00～16:00  
社会福祉センター2階相談室  
●第4月曜日 シャッピーハウス(佐野公民館隣)  
(問合先:社会福祉協議会 ☎469-2155)

◎高齢者相談

月～金曜日 8:45～17:15  
社会福祉センター1階(問合先:地域包括支援センター ☎464-2977 Fax462-5400)

◎障害者相談

月～金曜日 8:45～17:15  
社会福祉センター1階  
(問合先:基幹相談支援センター あいと ☎464-3830 Fax462-5400)

◎高齢者・障害者の権利擁護に関する相談

月～金曜日 8:45～17:15  
社会福祉センター1階  
(問合先:泉佐野市権利擁護支援センター【社会福祉協議会内】 ☎464-2259 Fax462-5400)

◎赤ちゃん相談【予約制】

第3水曜日(8月のみ第5水曜日)  
奇数月 9:30～12:00  
偶数月 13:00～15:00

健診センター(問合先:健康推進課)

◎健康相談・栄養相談【予約制】

第3火曜日 9:30～12:00 健康推進課

◎肝炎ウイルス検査【予約制】

第1水曜日(祝日除く) 9:30～10:00  
泉佐野保健所(☎462-7703)

◎HIV即日検査(希望者には梅毒即日検査も実施・匿名可)

第1・3月曜日(祝日除く) 13:00～14:00  
泉佐野保健所(☎462-7703)

◎風しん抗体検査【予約制】

第1・3月曜日(祝日除く) 10:00～11:00  
泉佐野保健所(☎462-7703)

◎こころの健康相談(アルコール依存症・認知症含む)【予約制】

月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:45  
泉佐野保健所(☎462-4600)

◎医療に関する相談

月～金曜日(祝日除く) 9:30～16:00  
泉佐野保健所(☎462-7701)